

【国際研修・共同研究】

モンゴル・商法に関するオンラインセミナー (～商法起草支援の一環として～)

国際協力部教官

河野 龍三

1 背景及びセミナーの目的

- (1) 本セミナーは、モンゴル国（以下「モンゴル」という。）との共同研究の一環として、国際協力部が実施したオンラインセミナーである。モンゴル政府は、現在、商法の制定を目指しており¹、当部は2018年度及び2019年度と、モンゴル法務・内務省の職員、裁判官、モンゴル国立大学（National University of Mongolia, 以下「NUM」という。）の教授らを日本に招へいし、共同研究の枠組みで起草支援を行ってきた²。2020年度も招へいを予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期を余儀なくされた³。そこで、NUMの協力を得て、法務・内務省の了解の下、本セミナーを企画することとした。なお、本稿の意見にわたる部分は私見であり、当部の見解ではない。
- (2) 国際協力部が商法起草支援を行うに至った経緯及びモンゴル政府による起草作業の進捗は、以下のとおりである。

2017年3月、当部教官らが現地調査に赴いた際、NUM教授等から民法改正又は商法制定の支援要請があった⁴。モンゴル民法の中に商法関連規定が混在し、表現が曖昧であることなどが原因で一方当事者の利益のみが保護されるといった不都合が生じているというのである⁵。

2018年6月には、モンゴル法務・内務省内に商法の必要性を判断するためのワーキンググループが設置され、ビジネス環境の向上⁶を見据えて、民法改正又は商法制定の是非が議論された⁷。また、商法の必要性に関する調査が、ドイツの Hanns-

¹ モンゴルでは、民法及び会社法が制定されているが、商取引一般に適用される商法は存在しない。

² 過去の共同研究につき、第1回の報告（ICD NEWS 第77号（2018.12）208頁以下）及び第2回の報告（同第81号（2019.12）163頁以下）を参照。

³ モンゴル国内のコロナの累計感染者数は、2021年7月9日時点で13万4,270名（うちウランバートル市が10万人超）、累計死者数は672名である。昨年11月6日時点では356名、死者0名であったが、12月以降に感染者数が増加し、一日の新規陽性者数が1000名を越すようになった。ワクチン接種が進み、本年5月には減少傾向になったが、変異株が猛威を振るい、再び、感染者数が増加している（在モンゴル日本大使館、JETRO等のウェブサイトを参照）。

⁴ ICD NEWS 第71号（2017.6）220頁以下を参照。

⁵ ICD NEWS 第73号（2017.12）147頁以下も参照。

⁶ 日・モンゴル間では2016年6月に経済連携協定（EPA）が発効しており、同年、モンゴルの国家大会議（日本の国会に相当）において、経済開発等の重要分野において2030年までに達成すべき指標を掲げる「2030年までの持続可能な開発ビジョン」が決議された。2020年には新しく2050年までのビジョンが策定されている（詳細は、JICA「令和2年度外務省ODA評価 モンゴル国別 評価（第三者評価）報告書」（2021年3月）を参照）。なお、2016年及び2020年の総選挙において中道左派の人民党が圧勝して与党の座にあり、2021年6月の大統領選挙でも同党のフレルスフ元首相が当選している。

⁷ モンゴル国内では一部の裁判官や他ドナーから、民法改正で足りるのではないかという慎重意見が出ていたようである。

Seidel-Stiftung（ハンス・ザイデル財団）の支援を受け、NUMのアマルサナー・バトボルド教授⁸らによって実施された。

そして、2019年5月、商法を制定する旨の法務・内務省大臣令が発出され、商法起草ワーキンググループ（以下「起草WG」という。）が設置された⁹。起草作業は、当初、同年11月までにファースト・ドラフトを作成するスケジュールであったが、コロナの影響等で起草WGが活動停止を余儀なくされ、現時点でドラフトは完成していない¹⁰。

- (3) 起草WGにおいては、例えば、「商人」や「事業者」の定義、商業代理など、商法に関するトピックを議論しているとのことであった。そこで、本セミナーは、起草WGを支援すべく、アマルサナー教授に事前に選定してもらったトピックの中から、「商人」及び「事業者」と、「一方的商行為」を取り上げ、九州大学の徳本穰教授¹¹の講義による日本側の知見の共有と、起草WGメンバーを含むモンゴル側参加者との討議を目的とした。

2 セミナー日程

2021年5月11日（火）及び同月12日（水）の各3時間、合計2日間¹²。

3 セミナー参加者

法務・内務省のサインゾリグ・プレブジャブ司法政策局長¹³以下の職員、アマルサナー教授以下のNUM教授・講師等、一部の起草WGメンバー、合計約29名¹⁴。

日本側からは、国際協力部の森永部長（当時）¹⁵、須田副部長、伊藤教官、小職のほか、徳本教授、NUMのバトバヤル講師¹⁶、岡英男弁護士¹⁷が参加した。

4 セミナーの概要

(1) 初日

冒頭、国際協力部長及びサインゾリグ局長から挨拶があった後、徳本教授による講義、質疑応答及びディスカッションを実施した。初日のテーマは「商人」及び「事業者」の意義であり、徳本教授からは、商法には民法とは異なる独自性が認められてい

⁸ アマルサナー教授は、法学部私法学科長であり、2018年度及び2019年度の共同研究にいずれも参加され、商法制定を推進されている。

⁹ 起草WGメンバーは法務・内務省副大臣以下であり、主な構成員は、法務・内務省司法政策局職員、アマルサナー教授ほかの大学教授、裁判官、弁護士、モンゴル商工会議所代表等である。

¹⁰ 商法は、2024年までの立法計画（アクションプラン）に盛り込まれ、2022年までに国会提出予定とされている（モンゴル語だが、以下のウェブサイトを参照 <https://www.legalinfo.mn/annex/details/11551?lawid=16009>）。

¹¹ 徳本教授には、2018年度の共同研究において、「日本の商法の地位及び将来像について」と題する講義をしていただいた。

¹² 日本語・モンゴル語の逐次通訳をドルジスレン氏（原口総合法律事務所）に依頼した。

¹³ サインゾリグ局長は、2018年度の共同研究に参加されている。

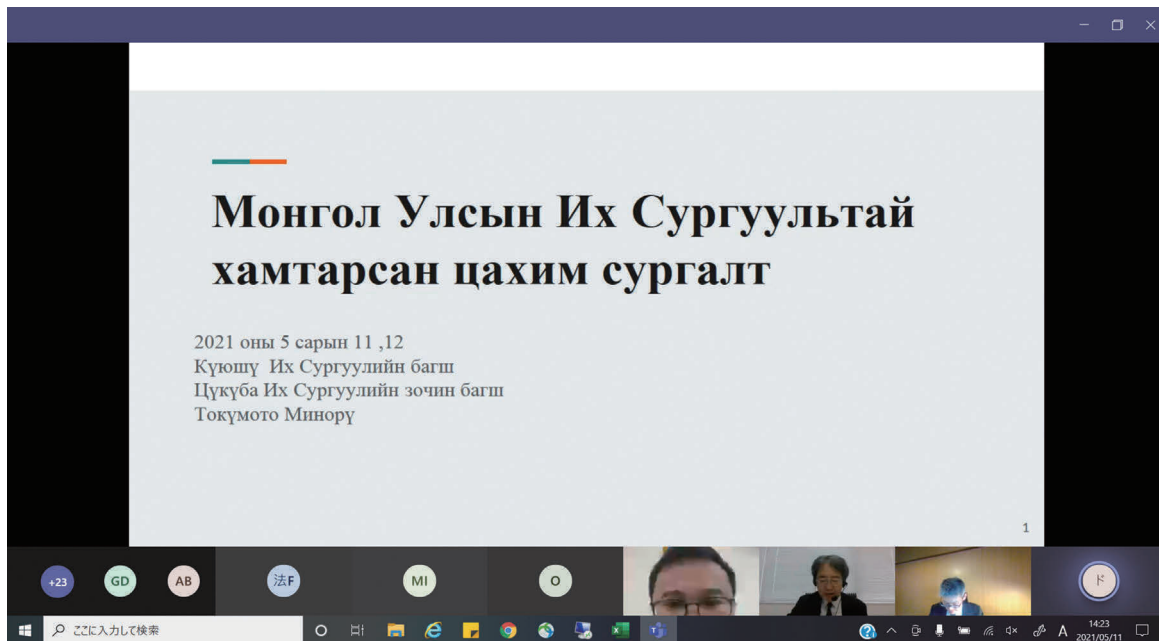
¹⁴ 一日のみの参加者、途中退室者も含む最大値。

¹⁵ 現国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）所長。

¹⁶ 現在、九州大学の徳本教授の下に留学中。

¹⁷ 元JICA長期派遣専門家（2010～2012年、2013～2015年）。プロジェクト活動については、ICD NEWS 第45号（2010.12）209頁以下を参照。

ること、商法の基本概念（営利・迅速・公示・外観・厳格責任）、日本の商法の適用基準（商行為法主義を原則としつつ、商行為及び商人の2つの概念を基礎とする折衷主義を採用）、公法人（国や地方公共団体）も営利目的で事業を行えば商人資格を取得すること、消費者契約法における「消費者」及び「事業者」の意義、他の個別法との調整規定の必要性等の説明がなされた。



【徳本教授による講義の様子】

これに対し、アマルサナー教授から、個人によるインターネットを利用した商売が現れるなど社会は大きく変化しているとの指摘があり、結論として、「商人」のような明確な定義が必要であること、法律の執行という観点からはドイツや日本のような抽象的な定め方が望ましいとの意見が述べられた。

また、別の参加者から、栽培した野菜を販売する農家のような原始生産者を商人とすると遊牧民が全員含まれてしまうとのモンゴルならではの問題意識が示された。徳本教授からは、日本の擬制商人（商法4条2項）は、取引の相手方を保護するための規定であり、遊牧民と取引した相手方をどこまで保護するかという立法政策の問題に関わるため、長所・短所を比較検討する必要がある旨助言がなされた。

(2) 2日目

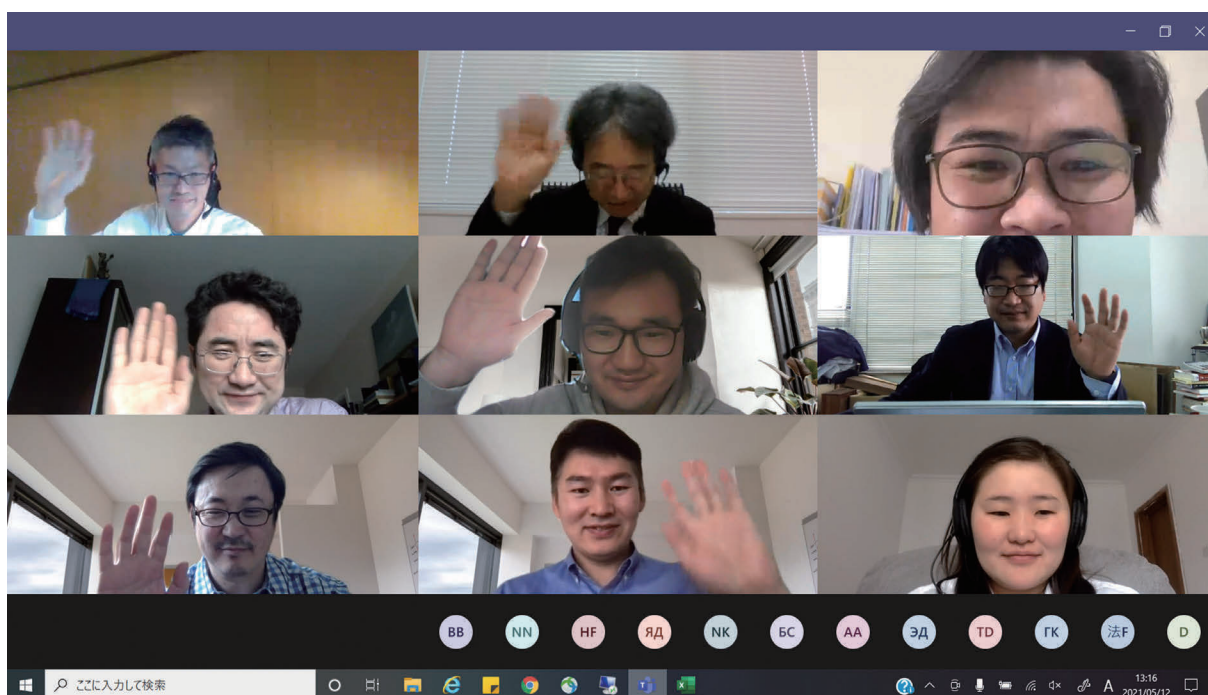
2日目のテーマは、初日の続きとして企業法論、そして、日本における「一方的商行為」であった。まず、徳本教授から、商法を企業に関する法と考えるのが日本の通説的見解であることを前提に、モンゴルで商法を起草するにあたり、商法が適用される主体を明確化することが望ましく、特に営利性という要件を基準に含めることの重要性が説かれた。また、参加者から外観主義に関する質問がなされたのに対し、その沿革を含む詳細な説明がなされ、日本の商法には多数の表見責任の規定があることが

紹介された¹⁸。

また、岡弁護士からの質問を契機に、一定の外資規制や、商慣習等の地域文化との調整は必要である一方、健全な投資者であればやはりその取引安全は保護しなければならず、そこには異なる規制の観点があることなどが議論された。

「一方的商行為」については、日本の最高裁判例¹⁹が紹介され、質問に対してその都度丁寧な回答がなされたことから、日本における「事業者」と「商人」の概念の違いや、協同組合が営利性を有しないことの理論的根拠など、参加者の理解が深まったように感じられた。

2日目の最後には、アマルサナー教授から総括がなされ、本セミナーは非常に効果的であった、徳本教授の講義内容をNUMの他の講師にも共有したい、徳本教授及び国際協力部に感謝したいとのコメントがなされた。



【セミナー終了後の記念撮影の様子】

5 今後の展望

モンゴルにおいては、現在も商法の起草作業が続けられている。直近の新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮すると懸念はあるものの、本年度こそ対面の形で共同研究を実施したい。その際、可能であれば、商法ドラフトに対して日本側の専門家から助言を行うことが望ましい。他方、両国間の渡航制限が緩和されるまでの間は、本セミナーのようなオンラインの活用が現実的かつ有益である。今後も、より充実したセミナーを

¹⁸ 別の参加者から、モンゴルにおいて公法には外観主義に似た規定があり、行政裁判所において実際の適用例があるが、民法には一部を除いて外観主義の明確な規定はなく、裁判例の蓄積はない旨の発言があった。

¹⁹ 最判昭和48年10月5日集民110号165頁。

企画していきたい。

最後に、本セミナーの講師をお引き受けくださった徳本教授、ご多忙な中ご参加いただいたサインゾリグ局長以下の法務・内務省の皆様、トピックの選定から参加者の募集まで全面的にご協力いただいたアマルサナー教授以下のNUMの皆様、岡弁護士、通訳人のドルジスレン氏、国際協力部の担当専門官ほかの関係者の皆様に心より御礼申し上げます。